

利用者の負担が高額になったときは



高額介護サービス費が支給されます

利用者が同じ月内に利用した在宅サービス、または施設サービスの自己負担の合計（同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が限度額（下表）を超えた場合、かすみがうら市に申請して認められると、超えた分が高額介護サービス費として後から支給されます。



■自己負担の限度額（1か月）

所得区分	世帯の限度額	個人の限度額
生活保護を受給している人など	15,000円	15,000円
世帯全員が市町村民税非課税	高齢福祉年金を受給している人	15,000円
	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人など	15,000円
	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人など	24,600円
市町村民税課税世帯の人	37,200円	37,200円

◆申請のしかた

- ① 高額介護サービス費に該当する場合は、かすみがうら市から通知が届きます。
- ② 介護保険の窓口申請します。
- ③ 後日、高額介護サービス費が支給されます。

◆高額介護サービス費の対象とならないもの

- 福祉用具購入費・住宅改修費の1割負担分
- 食費、居住費、日常生活費などの介護保険給付以外の自己負担
- サービス利用限度額を超えた自己負担分



高額医療・高額介護合算制度があります

介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合は、合算することができます。介護保険と医療保険のそれぞれの月額限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の自己負担額を合算して年額の限度額（下表）を500円以上超えた場合は、申請により超えた分が後から支給されます。

■高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額＜年額／8月～翌年7月＞

所得区分	70歳未満の人	所得区分	70～74歳の人	後期高齢者医療制度で医療を受ける人
上位所得者	126万円	現役並み所得者	67万円	67万円
一般	67万円	一般	56万円	56万円
住民税世帯非課税	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ*	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険の利用者が複数いる場合は、限度額の計算方法が異なります。

◆世帯ごとに合算します

介護保険と医療保険の両方に自己負担額がある世帯を対象とします。食費や居住費、差額ベッド代などは合算の対象となりません。

同じ世帯でも、例えば、妻は国保、夫は職場の健康保険に加入している、など異なる医療保険に加入している場合は、医療保険ごとに計算します。

申請のしかた

- ① 住所地特例の人や多市町村に転出した人は、まず、介護保険の担当窓口「支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」を提出します。
- ② 介護保険の担当窓口から「自己負担額証明書」を交付してもらいます。
- ③ ②でもらった「自己負担額証明書」を添付して、医療保険の担当窓口で支給の申請をします。
- ④ 医療保険で支給額の計算をします。
- ⑤ 医療保険から、介護保険へ算出した額を通知します。
- ⑥ 医療保険と介護保険の両方から、みなさんに支給される額が通知され、支給されます。

